



対馬労働基準監督署発表
令和2年7月10日（金）

令和2年7月10日

【照会先】

対馬労働基準監督署

署 長 本田 邦浩

○ 監督・安衛課長 大石 康博

電話 0920-52-0234

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～建築現場において墜落防止措置を講じていなかった疑い～

対馬労働基準監督署（署長 本田 邦浩）は、本日、富永建装株式会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、長崎地方検察庁壱岐支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和元年7月26日、長崎県壱岐市内の個人宅新築工事現場において、高さ約4メートルに設置された梁の上で建方の作業を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 富永建装株式会社
とみながけんそう

所在地：長崎県壱岐市郷ノ浦町

事業内容：木造家屋の建築工事業

(2) 代表取締役（男性）A

2 違反条文

被疑者富永建装株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第518条第2項（作業床の設置等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

被疑者富永建装株式会社は、長崎県壱岐市内の工事現場において、元請けとして個人宅の新築工事を施工していました。

令和元年7月26日、被疑者Aが作業員Bに梁（※1）の上で建方（※2）の作業を行わせていたところ、作業員Bが高さ約4メートルに設置されていた梁から墜落し、頭部等に重傷を負う災害が発生しました。

※1 梁とは、建物の上からの荷重を支える柱の上にある部材のこと

※2 木造建築物において、柱、梁、母屋など建物の基礎を組み立てること

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さが2メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが規定されていますが、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難である場合は、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具（一般的には「安全帯」とよばれるもの）を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定されています。

今回の災害は、高さが2メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるなかで足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難であったため、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じる必要がありましたが、災害発生当時、このような墜落防止措置が十分に講じられていなかった疑いがあるものです。

5 その他

長崎県内では、令和元年において9件の死亡労働災害が発生しており、そのうち建設業は4件と大きな比率を占めています。

また、平成30年においても9件の死亡労働災害のうち5件が建設業で発生しており近年高水準で推移しています。

特に建設業の墜落・転落災害は、全国的にも最も多い災害であり、労働基準行政として墜落災害防止の徹底を最重要課題と位置づけ、臨検監督をはじめ、建設業労働災害防止協会及び発注者との管内パトロール、集団指導等、あらゆる機会を通じて指導してきたところですが、今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、百四条又は百八条の二第四項の規定に違反した者
(第2号～第4号 略)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則刑を科する。

○労働安全衛生規則

第518条第1項 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

第518条第2項 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

【要求性能墜落制止用器具について】

平成31年2月1日施行の労働安全衛生法令改正により、労働安全衛生法施行令第13条第28号が「安全带(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」から「墜落制止用器具」に名称変更されました。

「要求性能墜落制止用器具」については、労働安全衛生規則第130条の5において、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」であることが規定されています。